

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月ごろから 36 年 8 月ごろまで
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 3 月 6 日から 45 年 12 月 31 日まで

私は、A社に昭和 34 年 11 月ごろから 36 年 8 月ごろまで勤務した。同僚に厚生年金保険の加入記録があるので、私も加入していたはずである。

また、昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 2 月 28 日までB社に勤務し、42 年 3 月 6 日から 45 年 12 月 30 日までC事業所D営業所に勤務したが、どちらも脱退手当金が支給されたことになっている。脱退手当金を受給した記憶は無い。

これらの期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、その最終に勤務したC事業所D営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人が同事業所において被保険者資格を喪失した日（昭和 45 年 12 月 31 日）の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失した 34 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、11 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 10 人は資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金が支給されているが、このうち聴取できた 4 人のうち 3 人は自分で請求手続きをしたとしていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保

険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②より前のE株式会社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、脱退手当金請求時に同事業所における被保険者期間について本人が請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

- 2 一方、申立期間①については、当時の同僚やA社での勤務状況等に関する申立人の記憶が具体的であること、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）から、申立人が記憶している複数の同僚に係る厚生年金保険の記録が確認できること、及び申立人の弟の証言から、申立人は、当該期間において同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が自身とほぼ同時期からA社に勤務していたと記憶する同僚二人も、同事業所に係る被保険者名簿に厚生年金保険の記録は無いことが確認できる。

また、A社に係る被保険者名簿によると、申立期間①における厚生年金保険被保険者数の推移について、昭和34年11月から36年2月までは30人前後、36年3月から同年8月までは15人前後となっていることが確認できるところ、当時の従業員数について、申立人は50人ぐらいだったと述べ、60人から70人ぐらいだったと証言する同僚もいることから、当時、同事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「A社で受け取った厚生年金保険被保険者証を次に勤めたE株式会社に提出した。」と述べているが、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、E株式会社に係る厚生年金保険記号番号は、同社に入社した後の昭和36年10月28日に払い出されたことが確認できる。

加えて、A社に係る被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立期間①について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年5月1日から20年9月1日まで
ねんきん特別便で、私が株式会社Aに勤務した昭和18年5月1日から20年9月1日までの厚生年金保険加入期間が判明したが、21年3月18日に脱退手当金が支給されているとのことだった。
脱退手当金を受給した記憶は無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後380人の男性のうち、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格がある127人の記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できる者は18人と少ないことから、同社において、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、上記の脱退手当金の支給記録が確認できる18人について、支給日の記録をみると、昭和21年3月18日（申立人の支給日も同日）に支給されている者が10人いるが、資格喪失日は、20年9月1日から同年10月21日までと区々となっており、これらの者の支給日が一致していることは不自然である。

さらに、上記の昭和21年3月18日に脱退手当金が支給された記録となっている18人のうち連絡先が判明した一人は、「脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金は受給していない。」と証言している。

加えて、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳に記載された申立人の生年月日は、誤って記載されたままとなっているところ、申立人が自ら脱退手当金の請求を行ったにもかかわらず、生年月日が訂正されていないことは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA株式会社B事業所において昭和20年9月17日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22年5月20日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月1日から22年5月20日まで
私は、昭和19年4月にA株式会社C事業所に採用され、間もなく、同社B事業所に異動となり、継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B事業所における複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間において同社B事業所に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、かつ、同一生年月日の基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日が昭和20年9月17日、資格喪失日が22年5月20日）が確認できる。

さらに、上記の未統合記録に付番された厚生年金保険記号番号は、オンライン記録により確認できる申立人のA株式会社B事業所における、申立期間より前の被保険者期間に係る厚生年金保険記号番号と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、事業主は、申立人がA株式会社B事業所において、

昭和 20 年 9 月 17 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、22 年 5 月 20 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の前述の被保険者名簿の記録から、60 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成8年4月から同年7月までの標準報酬月額記録については、34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成8年4月から同年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月1日から同年10月1日まで
② 平成8年12月1日から9年8月12日まで

私は、平成7年3月8日から9年8月12日まで株式会社Aに勤務し、厚生年金保険に加入していたが、ねんきん定期便に記載されている申立期間の標準報酬月額が、当時の給与金額に比べて低く記録されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成8年4月から同年7月までの標準報酬月額については、申立人が所持する平成8年分の給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額から推計できる厚生年金保険料の控除額、及び同僚が所持する8年4月から同年7月までの給与明細書における報酬月額、保険料控除額等から判断し、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成8年4月から同年7月までについて、申立てどおりの届出及び保険料納付を行っていないと回答していることから、事業主は、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成8年8月、同年9月及び申立期間②については、申立人が所持する平成8年分及び9年分の給与所得の源泉徴収票に記載された、社会保険料控除額から推計できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額とおおむね一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者記録は、被保険者資格取得日が平成12年3月21日、同資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち、12年5月31日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における被保険者資格喪失日を12年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成12年3月21日から同年5月末まで株式会社Aに勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

給与支給明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間についても厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成12年3月21日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち、12年5月31日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間

と記録されている。

しかしながら、株式会社Aが保管する給与支給明細書及び雇用保険の記録から、申立人は、申立てに係る関連事業所に継続して勤務し（平成 12 年 6 月 1 日に株式会社AからB事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける上記の給与支給明細書の厚生年金保険料控除額及び平成 12 年 4 月のオンライン記録から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、事業主が平成 12 年 5 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 12 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から平成 2 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から平成 2 年 4 月まで

私が株式会社Aを退職した後の昭和 57 年 6 月から平成 2 年 4 月までの期間について、国民年金保険料が未納の記録となっている。しかし、株式会社Aを退職後に国民年金に加入し、金額は覚えていないが、当時、自分で保険料を納めていたので納得できない。納付した場所は、B区役所か金融機関の窓口だったと思う。また、私の名前は正しく読んでもらえることがほとんどなく、違う名前で登録されているのではないかと思うので、その点も調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「株式会社Aを退職後に国民年金に加入し、保険料を納付していた。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成3年度であり、申立人が株式会社Aで厚生年金保険の資格を喪失した昭和 57 年 6 月 4 日に遡^{そきゅう}及して資格取得していることが確認できる上、申立人は、平成 2 年 7 月 9 日から 4 年 5 月 1 日までの期間について、C株式会社において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人が実際に国民年金の加入手続を行った時期は、同社を退社した 4 年 5 月以降であると推認される。

上記のことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していないため国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立期間に住民登録をしていたB区及びD区において、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の平成2年5月の国民年金保険料を4年6月22日に、2年6月の国民年金保険料を4年7月20日に過年度納付しているところ、これらの保険料を納付した時点において、納付した期間よりも以前の期間の保険料は、時効により納付することができなかったことが確認できる。

加えて、申立人が間違われたことがあると主張する複数の読み方によるオンライン記録の確認を行ったが、申立人のものと認められる記録は見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から50年3月まで
大学を卒業後、A都道府県のB事業所に一年ほど勤務し、昭和49年4月にC市町村の実家に戻り、実家が経営していたD事業所の従業員として勤務し、すぐに国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。
昭和59年2月に親世帯と別れて生活することになり、同年2月からD事業所に係る厚生年金保険に加入しているが、それまで未納が無く国民年金を納付していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和49年4月に、実家に戻り国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、保険料を納付していた。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和50年9月29日、資格取得は49年4月6日に遡^{ぞきゆう}及して行われていることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効に至らない納付可能な過年度保険料であったことが確認できる。

しかしながら、申立人自身は、これらの国民年金の加入状況及び保険料の納付状況についての記憶が曖昧^{あいまい}であり、「申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したか記憶は定かでない。」と述べている。

また、C市町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の記録から、申立人の昭和50年4月から同年12月までの保険料は、51年1月にまとめて納付されていることが確認でき、その後の期間については、当時、同居していた両親及び妹の国民年金被保険者名簿の記録から、申立人を含む世帯員4人とも3か月分ずつ同月に保険料が納付されていることが

確認でき、世帯員の保険料をまとめて納付していたことがうかがえる。

さらに、申立人の妹は、「私は、昭和 50 年 3 月 31 日に E 都道府県から実家に戻ったが、自分で国民年金の加入手続や保険料納付を行った記憶が無く、父親が行ってくれたと思う。」と述べているところ、申立人の妹の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは 50 年 1 月 22 日、資格取得は 49 年 11 月 11 日に遡及して取得していることが確認でき、国民年金被保険者名簿の記録から、50 年 4 月から同年 6 月までの保険料が同年 7 月に納付されていることが確認できる。しかしながら、その時点で過年度保険料として納付可能な 49 年 11 月から 50 年 3 月までの保険料については、申立人と同様に納付されていないことが確認できる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月から同年 9 月まで

私は、昭和 50 年 4 月末に A 都道府県の会社を退職した後、B 市町村に転居し、B 市町村役場で住所変更届と国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は両親に納付してもらっていた。両親の保険料は納付済みであるのに、私の分を納付していないのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 50 年 4 月末に A 都道府県の会社を退職後、B 市町村に転居し、同市町村役場で住所変更手続と国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は両親が納付していた。」と主張するところ、オンライン記録によると、申立人は、47 年 11 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、国民年金に再加入した記録は無く、申立期間は国民年金に未加入の期間となっていることから、制度上、申立期間の保険料を納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、B 市町村では、「申立人に係る国民年金被保険者名簿は無く、申立期間に国民年金の加入手続をした記録は無い。」と回答している。

加えて、申立人自身は保険料納付に関与しておらず、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申

告書等)は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

結婚を契機に、昭和 53 年 3 月 31 日付けで会社を退職し、夫に国民年金の任意加入の手続きを行ってもらい、61 年 4 月に国民年金の第 3 号被保険者資格を取得するまで、国民年金保険料を納付してもらっていた。

申立期間は、自宅を新築し、昭和 59 年 12 月に A 市町村から B 市町村へ転居した後の期間であるが、家計をやりくりしながら、国民年金保険料を納付していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 市町村が保管する申立人に係る国民年金被保険者カードには、備考欄に「昭和 60 年 4 月 1 日任意喪失、5 月 15 日受付（電話）」のメモ書きが記載されていることが確認できる。

また、上記のメモ書きに記載された電話連絡について、申立人及びその夫は、「電話連絡を絶対に行っていないとまでは言い切れない。」と述べている。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとされるその夫は、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年1月から同年4月まで
② 昭和33年1月から同年4月まで
③ 昭和33年10月から34年4月まで
④ 昭和34年10月から35年4月まで
⑤ 昭和35年10月から36年4月まで
⑥ 昭和36年10月から37年4月まで
⑦ 昭和37年10月から38年4月まで
⑧ 昭和38年12月から39年4月まで
⑨ 昭和39年10月から40年4月まで
⑩ 昭和40年10月から41年3月まで
⑪ 昭和41年10月から42年3月まで
⑫ 昭和42年10月から43年3月まで
⑬ 昭和43年10月から44年3月まで
⑭ 昭和44年10月から45年3月まで
⑮ 昭和45年5月から同年9月まで
⑯ 昭和45年10月から46年3月まで
⑰ 昭和46年5月から同年9月まで
⑱ 昭和46年10月から47年3月まで
⑲ 昭和47年5月から同年9月まで
⑳ 昭和47年10月から48年3月まで
㉑ 昭和48年5月から同年9月まで
㉒ 昭和48年10月から49年3月まで
㉓ 昭和49年5月から同年10月まで
㉔ 昭和50年1月から同年3月まで

- ㉔ 昭和50年5月から同年9月まで
- ㉕ 昭和51年1月から同年3月まで
- ㉖ 昭和51年5月から同年9月まで
- ㉗ 昭和51年12月
- ㉘ 昭和52年5月から同年12月まで
- ㉙ 昭和53年5月から同年12月まで
- ㉚ 昭和54年5月から同年12月まで
- ㉛ 昭和55年5月から同年12月まで
- ㉜ 昭和56年5月から同年12月まで
- ㉝ 昭和57年5月から同年12月まで
- ㉞ 昭和58年5月から同年12月まで
- ㉟ 昭和59年5月から同年12月まで
- ㊱ 昭和60年5月から同年12月まで
- ㊲ 昭和61年5月から同年12月まで
- ㊳ 昭和62年5月から同年12月まで
- ㊴ 昭和63年5月から同年12月まで
- ㊵ 平成元年5月から同年12月まで
- ㊶ 平成2年5月から同年12月まで
- ㊷ 平成3年5月から同年12月まで
- ㊸ 平成4年5月から同年12月まで

申立期間①から⑭までの期間、⑯、⑰、⑲、⑳、㉑、㉓及び㉕について、私は、A区のB株式会社で季節労働者として働いた。

私が所持している就労手帳には、そのうちの一部期間に係る雇用契約書と、すべての期間についての各月の賃金及び社会保険料控除に係る記載が確認できる。

また、申立期間⑮、⑰、⑲、㉑、㉓、㉕及び㉖について、私は、株式会社Cで季節労働者として働いた。働いた各年の7月分の給与支給明細書を保管しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

申立期間㉘から㉘までについて、私は、有限会社Dで季節労働者として働いた。働いた各年の7月分の給与支払明細書を保管しており、厚生年金保険料の控除を受けていたことが確認できる。

これらの期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①から⑭までの期間、⑯、⑰、⑲、⑳、㉑、㉓及び㉕について、申立人は、「B株式会社で季節労働者として働いた。私の就労手帳

には、一部期間に係る雇用契約書とすべての期間について各月の賃金及び社会保険料控除の金額が覚書として記入されている。また、覚書については、同社の社員が賃金等について相違ないことを確認した記載がある。」としている。

しかしながら、B株式会社の当時の専務及び社員は、「季節労働者は、正社員ではなかった。正社員以外の工事現場の親方及び作業員とは、ごく少数を除き、会社では直接、雇用契約は結んでいなかった。雇用契約を締結していた親方及び作業員については記憶しているが、申立人については記憶が無い。」と証言している。

また、B株式会社の社員は、「当時、健康保険及び厚生年金保険に加入していたのは、正社員だけである。また、正社員となるのは、常用雇用者が3、4年継続して勤務した後であった。」と証言しているところ、同社の厚生年金保険被保険者名簿において、加入期間から季節労働者であることをうかがわせる者の記録は見当たらない。

さらに、申立人が所持する就労手帳に記入された申立期間①から⑭までの期間、⑯、⑰、⑱、㉑、㉒、㉔及び㉖に係る賃金額は、いずれも当時の厚生年金保険の標準報酬月額等級において最高等級に該当し、当時の賃金額として不自然さがうかがえる上、社会保険欄に記載された控除額は、当時の被保険者負担分の厚生年金保険料額又は当該保険料額と健康保険料額との合算額とは一致しておらず、上記の専務及び社員の証言を踏まえると、申立人が所持する就労手帳に記入された内容が、当時の事実と即したものであるとは認め難い。

2 申立期間⑮、⑰、⑲、㉑、㉓、㉕及び㉗について、申立人は、「株式会社Cで季節労働者として働いた。私が所持する各年の7月分の給与支給明細書から、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。」としている。

しかしながら、雇用保険の記録では、申立人は、申立期間⑮、⑰、⑲、㉑、㉓、㉕及び㉗のうち、申立期間㉑を含む昭和48年6月12日から同年12月12日までの期間については有限会社E、申立期間㉓を含む49年7月4日から同年12月27日までの期間については株式会社F、申立期間㉕を含む50年5月1日から同年12月10日までの期間及び申立期間㉗のうちの51年6月1日から同年12月20日までの期間については、有限会社Dにおける記録が確認でき、株式会社Cにおける記録は確認できない。

また、株式会社Cの複数の社員は、「当時、会社の健康保険及び厚生年金保険には、正社員の中でも限られた者しか加入していなかった。季節労働者は、加入対象ではなかった。」と証言しているところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、加入期間が

ら季節労働者であることをうかがわせる者の記録は見当たらない。

さらに、申立人が所持する各申立期間の7月分の給与支給明細書に記載された健康保険料及び厚生年金保険料の控除額は、当時の被保険者負担分の保険料額とは一致しておらず、申立期間⑮、⑰、⑲、㉑、㉓については、昭和49年12月の雇用保険法が施行される前であるため、当時の名称は失業保険料であったが雇用保険料と記載されている上、給与明細書に押された社印について、株式会社Cでは、「押印された会社名の漢字表記は当社が使用していたものとは相違している。」と回答していることを踏まえると、申立人が所持する給与支給明細書が、申立期間⑮、⑰、⑲、㉑、㉓、㉕及び㉗当時、同社から申立人に対して発行されたものであるとは認め難い。

3 申立期間㉙から㉛までについて、申立人は、「有限会社Dで季節労働者として働いていた。私が所持する各年の7月分の給与支払明細書から、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。」としているところ、雇用保険の記録から、申立期間㉙を含む昭和52年6月1日から53年1月20日までの期間に、同社において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録では、申立人は、申立期間㉜を含む昭和53年4月1日から同年12月28日までの期間及び申立期間㉝のうち54年6月1日から同年12月29日までの期間についてはG事業所、申立期間㉞を含む55年2月14日から同年12月27日までの期間についてはH事業所、申立期間㉟のうち56年5月2日から同年12月10日までの期間、申立期間㊱のうち57年6月23日から同年12月15日までの期間、申立期間㊲のうち58年6月10日から同年12月10日までの期間及び申立期間㊳のうち59年5月4日から同年12月27日までの期間についてはI事業所、申立期間㊴のうち60年7月14日から同年12月20日までの期間及び申立期間㊵のうち61年6月9日から同年12月10日までの期間については有限会社Jにおける記録が確認できる。

また、オンライン記録によると、有限会社Dが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和62年10月1日であり、申立期間㉙から㉛までのうち、同日よりも前の期間については適用事業所とはなっていないことが確認できる上、申立期間㉙にあたる52年ごろから有限会社Dで働いていた社員は、入社してから同社が厚生年金保険の適用事業所となる62年10月1日までの期間について、国民年金に加入し保険料をすべて納付していることが確認できる。

さらに、有限会社Dが昭和62年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となった以降の加入の取扱いについて、同社の複数の社員は、「通年雇用でない者については、厚生年金保険の加入は無く、雇用保

険のみの加入としていた。」と証言しているところ、オンライン記録から、同社に係る被保険者の加入記録を確認したが、加入期間から季節労働者であることをうかがわせる者の記録は見当たらない。

加えて、申立人が所持する各申立期間の7月分の給与支払明細書に記載された厚生年金保険料の控除額は、いずれも当時の被保険者負担分の保険料額と一致しない上、健康保険料及び雇用保険料が控除されていないなど不自然さがうかがえるところ、前述の雇用保険の記録、元社員の証言及び有限会社Dの回答を踏まえると、申立人が所持する給与支払明細書が、申立期間⑳から㉔までの期間に、有限会社Dから申立人に対して発行されたものであるとは認め難い。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月及び 37 年 1 月
② 昭和 38 年 12 月及び 39 年 1 月
③ 昭和 40 年 1 月
④ 昭和 41 年 12 月及び 42 年 1 月
⑤ 昭和 43 年 1 月
⑥ 昭和 44 年 12 月及び 45 年 1 月
⑦ 昭和 45 年 5 月から同年 9 月まで
⑧ 昭和 46 年 5 月から同年 9 月まで
⑨ 昭和 46 年 12 月及び 47 年 1 月
⑩ 昭和 47 年 5 月から同年 9 月まで
⑪ 昭和 48 年 5 月から同年 9 月まで
⑫ 昭和 48 年 12 月及び 49 年 1 月
⑬ 昭和 49 年 5 月から同年 9 月まで
⑭ 昭和 50 年 1 月
⑮ 昭和 50 年 5 月から同年 9 月まで
⑯ 昭和 51 年 1 月
⑰ 昭和 51 年 5 月から同年 9 月まで
⑱ 昭和 51 年 12 月及び 52 年 1 月
⑲ 昭和 52 年 5 月から同年 9 月まで
⑳ 昭和 53 年 5 月から同年 9 月まで
㉑ 昭和 54 年 5 月から同年 9 月まで
㉒ 昭和 55 年 5 月から同年 12 月まで
㉓ 昭和 56 年 5 月から同年 12 月まで
㉔ 昭和 57 年 5 月から同年 12 月まで

- ㉕ 昭和 58 年 5 月から同年 12 月まで
- ㉖ 昭和 59 年 5 月から同年 12 月まで
- ㉗ 昭和 60 年 5 月から同年 12 月まで
- ㉘ 昭和 61 年 5 月から同年 12 月まで
- ㉙ 昭和 62 年 5 月から同年 12 月まで
- ㉚ 昭和 63 年 5 月から同年 12 月まで
- ㉛ 平成元年 5 月から同年 12 月まで
- ㉜ 平成 2 年 5 月から同年 12 月まで
- ㉝ 平成 3 年 5 月から同年 12 月まで

申立期間①から⑥までの期間、⑨、⑫、⑭、⑯及び⑱について、私は、A 区の B 株式会社で季節労働者として働いた。

一緒に働きに行った夫が所持している就労手帳には、夫の分とともに私が同社で働いたすべての期間についての各月の賃金及び社会保険料控除に係る記載が確認できる。

また、申立期間⑦、⑧、⑩、⑪、⑬、⑮、⑰、⑲、⑳及び㉑について、私は、株式会社 C で季節労働者として働いた。働いた各年の 7 月分の給与支給明細書を保管しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

申立期間㉒から㉓までについて、私は、有限会社 D で季節労働者として働いた。

働いた各年の 7 月分の給与支払明細書を保管しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①から⑥までの期間、⑨、⑫、⑭、⑯及び⑱について、申立人は、「B 株式会社で季節労働者として働いた。一緒に働きに行った夫の就労手帳には、夫の分とともに私が同社で働いたすべての期間について各月の賃金及び社会保険料控除の金額が覚書として記入されている。また、覚書については、同社の社員が賃金等について相違ないことを確認した記載がある。」としている。

しかしながら、B 株式会社の当時の専務及び社員は、「季節労働者は、正社員ではなかった。正社員以外の工事現場の親方及び作業員とは、ごく少数を除き、会社では直接、雇用契約は結んでいなかった。雇用契約を締結していた親方及び作業員については記憶しているが、申立人については記憶が無い。」と証言している。

また、B 株式会社の社員は、「当時、健康保険及び厚生年金保険に

加入していたのは、正社員だけである。また、正社員となるのは、常用雇用者が3、4年継続して勤務した後であった。」と証言しているところ、同社の厚生年金保険被保険者名簿において、加入期間から季節労働者であることをうかがわせる者の記録は見当たらない。

さらに、申立人の夫が所持する就労手帳に記入された申立人の申立期間①から⑥までの期間、⑨、⑫、⑭、⑯及び⑰に係る社会保険欄に記載された控除額は、当時の被保険者負担分の厚生年金保険料額又は当該保険料額と健康保険料額との合算額とは一致しておらず、前述のB株式会社の専務及び社員の証言を踏まえると、申立人の夫が所持する就労手帳に記入された内容が、当時の事実と即したものであるとは認め難い。

- 2 申立期間⑦、⑧、⑩、⑪、⑬、⑮、⑰、⑲、⑳及び㉑について、申立人は、「株式会社Cで季節労働者として働いた。私が所持する各年の7月分の給与支給明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。」としているところ、雇用保険の記録から、申立期間⑳を含む昭和53年4月26日から同年12月31日までの期間及び申立期間㉑を含む54年4月2日から同年12月23日までの期間について同社において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録では、申立人は、申立期間⑮を含む昭和50年5月1日から同年12月10日までの期間については、有限会社Dにおける記録が確認できる。

また、株式会社Cの複数の社員は、「当時、会社の健康保険及び厚生年金保険には、正社員の中でも限られた者しか加入していなかったため、季節労働者は、加入対象ではなかった。」と証言しているところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、加入期間から季節労働者であることをうかがわせる者の記録は見当たらない。

さらに、申立人が所持する各申立期間の7月分の給与支給明細書に記載された健康保険料及び厚生年金保険料の控除額は、当時の被保険者負担分の保険料額とは一致しておらず、申立期間⑦、⑧、⑩、⑪及び⑬については、昭和49年12月の雇用保険法が施行される前であるため、当時の名称は失業保険料であったが雇用保険料と記載されている上、給与明細書に押された社印について、株式会社Cでは、「押印された会社名の漢字表記は当社が使用していたものとは相違している。」と回答していることを踏まえると、申立人が所持する給与支給明細書が、申立期間⑦、⑧、⑩、⑪、⑬、⑮、⑰、⑲、⑳及び㉑当時、同社から申立人に対して発行されたものであるとは認め難い。

- 3 申立期間㉒から㉓までについて、申立人は、「有限会社Dで働いていた。私が所持する各年の7月分の給与支払明細書から、厚生年金保

険料が控除されていたことが確認できる。」としている。

しかしながら、雇用保険の記録では、申立人は、申立期間②のうち昭和 55 年 6 月 3 日から同年 10 月 25 日までの期間については株式会社 C における記録が確認でき、有限会社 D における記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、有限会社 D が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 62 年 10 月 1 日であり、申立期間②から⑨までのうち、同日よりも前の期間については適用事業所とはなっていないことが確認できる上、申立期間②から③までの期間に有限会社 D で働いていた社員は、入社してから同社が厚生年金保険の適用事業所となる 62 年 10 月 1 日までの期間について、国民年金に加入し保険料をすべて納付していることが確認できる。

さらに、有限会社 D が昭和 62 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった以降の加入の取扱いについて、同社の複数の社員は、「通年雇用でない者については、厚生年金保険の加入は無く、雇用保険のみの加入としていた。」と証言しているところ、オンライン記録から、同社に係る被保険者の加入記録を確認したが、加入期間から季節労働者であることをうかがわせる者の記録は見当たらない。

加えて、申立人が所持する各申立期間の 7 月分の給与支払明細書に記載された厚生年金保険料の控除額は、いずれも当時の被保険者負担分の保険料額と一致しない上、健康保険料及び雇用保険料が控除されていないなど不自然さがうかがえるところ、上記の雇用保険の記録、元社員の証言及び有限会社 D の回答を踏まえると、申立人が所持する給与支払明細書が、申立期間②から③までの期間に、有限会社 D から申立人に対して発行されたものであるとは認め難い。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月1日から30年10月1日まで
私は、前職を退職してから結婚するまでの申立期間において、A事業所にB職として勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する退職者名簿から、申立人は、申立期間において同事業所にB職として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が一緒に勤務していたとする同僚は、「私がA事業所に勤務していた期間は、共済組合加入期間となっている。」と証言している。

また、C共済組合D支部の担当者は、「当支部に現存する書類では、申立人に係る共済加入及び退職一時金の支給についての記録は確認できなかったが、当時、A事業所においてB職としての身分を有する者は、制度上、厚生年金保険ではなく共済組合に加入することになる。」としており、申立人は、申立期間当時、共済組合に加入していたものと推認できる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月1日から41年8月1日まで

私は、昭和40年8月から株式会社Aに勤務していたが、途中から所属が株式会社Bとなった。41年8月1日から株式会社Bでの厚生年金保険の加入記録があるが、株式会社Aでの厚生年金保険の加入記録が無い。同僚は厚生年金保険に加入しているのに私だけ加入していないのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間は特定できないが、申立人は、株式会社Aにおいて勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記の複数の同僚は、「申立人は、株式会社Aでは請負で仕事をしていたと思う。」と証言しており、申立人も、自身の賃金は出来高払であったと記憶していることから、申立人は、同事業所において請負制による勤務であったことがうかがえる。

また、請負制については、制度上、厚生年金保険の被保険者とはならないところ、当時の工場長が、申立人とは別人で、請負によりC業務をしていた者の氏名を記憶しており、株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者原票によると、この者について厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

さらに、上記被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月ごろから 42 年 6 月 15 日まで
私は、A株式会社にて昭和 39 年 6 月ごろから勤務していたと記憶している。同社における厚生年金保険の被保険者期間が 42 年 6 月 15 日からとなっていることに納得がいかないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA株式会社B支店に入社した当時の支店長として記憶している者は、申立人の氏名を記憶しておらず、申立人が自身の入社時にはすでに勤務していたと記憶している事務担当者及びC業務担当者は、同社における厚生年金保険の記録が無く、連絡先も不明であることから、これらの者から申立人の申立期間における同社での勤務実態等について確認することができない。

また、A株式会社の元社員3人は、「A株式会社は、社員間で競わせて売上を伸ばしているような会社だったので、支店長クラスの社員は別として、ほとんどの社員は、入社してすぐに厚生年金保険に加入することはなかった。」、「入社してすぐに厚生年金保険に加入するという状況ではなかった。仕事の具合を見て、それから加入させるという感じだった。」、「3年ぐらいは見習期間のような感じで、社員になることができなかった。会社は長く勤めるような人にしか、社会保険に加入させていなかったと思う。」と証言している。

さらに、A株式会社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写しによると、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和 42 年 6 月 15 日と記載されており、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及びオンライン記録における

申立人の資格取得日と一致していることが確認できる上、前述の記号番号払出簿によると、申立人と同日に 31 人が資格取得しており、このうち連絡先が判明し、自身の入社時期を記憶している 5 人は、それぞれ 40 年 3 月中旬、40 年 4 月、41 年 4 月、41 年ごろ及び 42 年 4 月に入社したと述べている。このことについて A 株式会社では、「当社の事業が確立し、安定したため、さらなる基盤固めの一環として臨時社員をまとめて正社員採用したものと考えられる。」と回答していることから、申立期間当時、同社では、すべての社員について、入社してすぐに厚生年金保険に加入させる取扱いにはしていなかったことがうかがえる。

加えて、上記 5 人のうちの一人は、「厚生年金保険の資格取得日より前の期間については、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と証言している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 5 日から 53 年 4 月 20 日まで

私は、申立期間についてA有限会社にB職として勤務しており、私が所持する年金手帳の厚生年金記録欄には、同社の名称が記載されている。

また、昭和 45 年 9 月から 46 年 9 月までの国民年金保険料を 55 年 6 月に特例納付しているが、申立期間については国民年金保険料を納付していないことから、申立期間は厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

A有限会社の代表取締役及び申立人が記憶する二人の同僚の証言から、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所記号番号払出簿及びオンライン記録によると、A有限会社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる上、同社の代表取締役は、「申立期間を含め、開業当初から現在まで、厚生年金保険に加入しておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したこともない。」と証言しており、当該代表取締役は、申立期間について国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

また、上記の同僚二人は、「厚生年金保険に加入していたかどうかははっきり記憶していない。」と述べているが、このうち一人は、申立期間について国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から 61 年 12 月まで

私は、申立期間について株式会社Aに勤務していた。

会社から健康保険証をもらい、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び株式会社Aの代表取締役の証言から、申立人は、昭和 57 年 9 月 25 日から 61 年 12 月 24 日までの期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業所記号番号払出簿及びオンライン記録によると、株式会社Aは、平成 2 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立期間当時の代表取締役は、「社会保険の事務は私が担当していたが、自分を含め、従業員全員が厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言している。

さらに、申立人が記憶する同僚は、「私は、昭和 59 年に入社した際、会社から社会保険には加入していない旨の説明を受け、国民年金の加入手続を行った。また、平成元年に退職するまで、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 53 年 11 月まで

ねんきん定期便に記載された私の有限会社Aに係る厚生年金保険の標準報酬月額が、妻が保管する当時の金銭出納帳に記載されている給与額より低いので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が所持する金銭出納帳によると、申立期間（昭和 51 年 10 月から 52 年 1 月まで、52 年 11 月、同年 12 月、53 年 8 月及び同年 11 月を除く。）に係る給与受取額が記載されているが、当該受取額の内訳、給与支給総額及び保険料控除額等は記載されていないため、上記の金銭出納帳の記載内容から、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、有限会社Aにおいて、申立人と同様にB業務に従事していた複数の同僚は、「金額は覚えていないが、B業務に従事した際は、給与に含めて、C手当が支給されていた。B業務の回数は、月ごとに区々であったため、毎月の給与には変動があった。」と証言しているところ、上記の金銭出納帳から、申立人の給与についても毎月変動していることが確認でき、申立期間当時、同社では、標準報酬月額変更の対象となる固定的賃金のほかに、標準報酬月額変更の対象とならない非固定的賃金としての手当（C手当）も支給されていたことがうかがえる。

さらに、有限会社Aは、既に廃業しており、当時の申立人に係る厚生年金保険料控除額を確認できる資料は無いが、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間当時の標準報酬月額

は、前述の複数の同僚と比較して著しく低額とは認められず、標準報酬月額が遡及^{そきゆう}して引き下げられているなどの不自然な記録訂正の形跡も見当たらない。

このほか、申立期間の保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。